

長野市財政構造改革懇話会提言概要

～ 新たな地域社会をつくるために取り組むべき財政構造改革の姿 ～

平成17年11月

長野市財政構造改革懇話会

長野市のこれまでの歩みと財政状況(1)

戦後 ~ 昭和40年代

昭和50年 ~ 60年代

平成元年 ~ 冬季オリンピック

中核市移行(11年) ~

行政サービス(財政)の拡大

市民生活の基本となる公共施設等の建設

道路、公園、学校、庁舎、市民会館 など

市民生活の豊かさの実現をめざした取組み

総合体育館、茶臼山動物園、図書館、サンマリーンながの など

より質の高い市民生活の実現をめざした取組み

小中学校の新設(ゆとりある教育環境整備)

市民病院の開院(高度医療)

全戸水洗化の促進(快適な生活環境整備) など

経済の成長に支えられ、市の
税収の伸びとともに戦後一貫
して行政サービスは拡大

保健・福祉の充実

保健所設置

福祉事務権限の拡大

ぐるりん号の運行

おでかけパスポート

事業 など

長野市のこれまでの歩みと財政状況(2)

平成3年



平成10・11年



現在



将来

冬季オリンピック
開催都市に決定
(施設整備開始)

国の経済対策に
よる公共事業の
増

オリンピック開催
中核市移行後の
保健福祉の充実

高齢化の進展・社会保障経費等の増

高水準が続く市債の償還費

大規模施設の改修需要の増

支出の増加

支出

収入

市税収入
ピーク

平成9年度
624億円

収入 支出

基金(貯金)の取崩し

市税・地方交付税の減少

市税収入 平成16年度 537億円

財政調整の
ための基金
残高

平成16年度末
246億円

今のままだと

平成21年度末
0円

今、なぜ構造改革が必要なのか

市を取り巻く社会の動き

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来
経済の安定成長への移行
国の行財政改革（効率的で小さな政府へ）
まちづくりに対する市民参加と自立意識の高まり

近年の市財政状況

市税収入の減少
生活保護・介護等の経費の増
オリンピック関連施設や合併
引継ぎ施設の維持管理費の増

今後の厳しい財政見込み

高齢化の進展による社会保障経費等の増加
高水準が続く市債（借金）の償還費
大規模公共施設の改修需要の増大
地方交付税制度の見直し等による歳入の減収

行政改革の実績

事務事業の見直し（行政評価）
外部委託の推進
職員採用数の抑制 など

中核市の財政健全度では上位にランク
一定の基金残高を確保
低い人件費比率 など

基金を有する財政体力のある今のうちに

改革をどのように進めるか

市民と行政の関係のあり方の見直し

原点に立ち返って市民と行政との関係を考察
行政の制度と組織を社会の変化に合わせて変革

市民とともに進める改革

市の歳入・歳出は、市民一人ひとりの生活に関わる問題
市民とともに情報や問題意識を共有

職員の意識改革

経営的発想による内部コスト削減と増収の実現
市民負担を最小限に抑制

財政構造改革の目標

～ 目指すべき地域社会の姿 ～

持続可能な地域社会

市が行う行政サービスの充実を求める声は強くなっていますが、財源が限られている以上、その財源をみんなで分け合って、持続可能な地域社会を構築していく必要があります。

市民の自立が促進される地域社会

市民の自立を支援し、意欲を引き出すために、個人、コミュニティ及び民間の活動を中心に据え、それらによって実現ができない場合に行政が補完すること（補完性の原則）を基本とすることが必要です。

公平性が確保される地域社会

行政サービスの提供が市民全体にとって納得できるものとなるよう、サービスの継続の可否を含めて受益者負担の公平なあり方を検討した上で、受益者に対して適正な負担を求めることが必要です。

安心して暮らせる地域社会

改革において、効率性を追求していくあまり、経済的弱者などが取り残されることのないように配慮し、真に行政サービスを必要としている市民が安心して暮らせる地域社会を構築していくことが必要です。

財政構造改革で取り組むべき重点課題

1 行政が関わるべき領域（市民と行政の役割分担）の適正化

市の事務事業を見直し、行政が税金を投入してどこまでサービスを行うべきかをそれぞれの領域において、総点検することが必要です。

個人の領域

年齢等によって一律に実施している給付等の見直し など

コミュニティの領域

まちづくりへの市民の貢献の気持ちを具体的な活動に結びつけるための支援など

民間の領域

民間に存在する事業、民間にもできる事業の廃止の検討、民間委託の拡大 など

2 受益者負担の適正化及び給付水準の見直し

公共サービスは、法令で決まっているものを除き原則有料とした上で、料金を無料又は低く設定する場合には、市民の合意及び市の説明責任が求められます。

コストの範囲と負担割合の明確化

市の説明責任

市民の合意

財政構造改革で取り組むべき重点課題

3 公共施設の再編等によるコスト削減

時代の変遷とともにその必要性が低下している施設や過剰な配置となっている施設などは、廃止等を含めた再編が必要です。

充足（過剰）施設

市内3スキー場
大規模集会施設など

利用者が少ない施設

立地条件の悪い施設
ボブスレー・リュージュ施設

利用者限定の施設

女性・若者などに利用を限定しているが、類似サービスを提供

再編によるコスト削減

誘客施設等の
戦略的経営

指定管理者制度等
民間活力の導入

サービス向上と適切な
料金への見直し

財政構造改革で取り組むべき重点課題

4 総人件費の抑制

早急に定員適正化計画を作成し、職員数の削減に取り組むとともに、職員給与のさらなる適正化に努めるべきです。

合併に伴う職員
定数の適正化

民間委託・指定管
理者制度の導入に
よる職員数の削減

職員給与の適正化

5 増収対策の推進

市税等の未収金に対する市職員全体の危機意識及び庁内の連携、市有財産等の有効活用及び広告料収入の導入等自らの経営努力による増収対策が必要です。

市税等に関する対策
未収金対策の強化
滞納を発生させない仕組みの導入
減免の適正化 など

市の経営努力による増収対策
市庁舎駐車場の有料化
広報紙等への有料広告の導入
命名権(ネーミングライツ)の導入 など

改革を実現するための方策

事務事業の類型化と改革の方向性の市民への提示

複雑多岐にわたる事務事業を類型化し、改革の方向性を市民に分かりやすく説明

行政サービス・給付等・観光施設等再編の類型化モデルを提示

市民と行政との財政に関する議論

専門的な財政情報、改革情報を分かりやすく提供

各種審議会における財政に関する議論

市役所内部の改革

今後の財政見通し（中期財政推計）の作成と厳しい予算管理

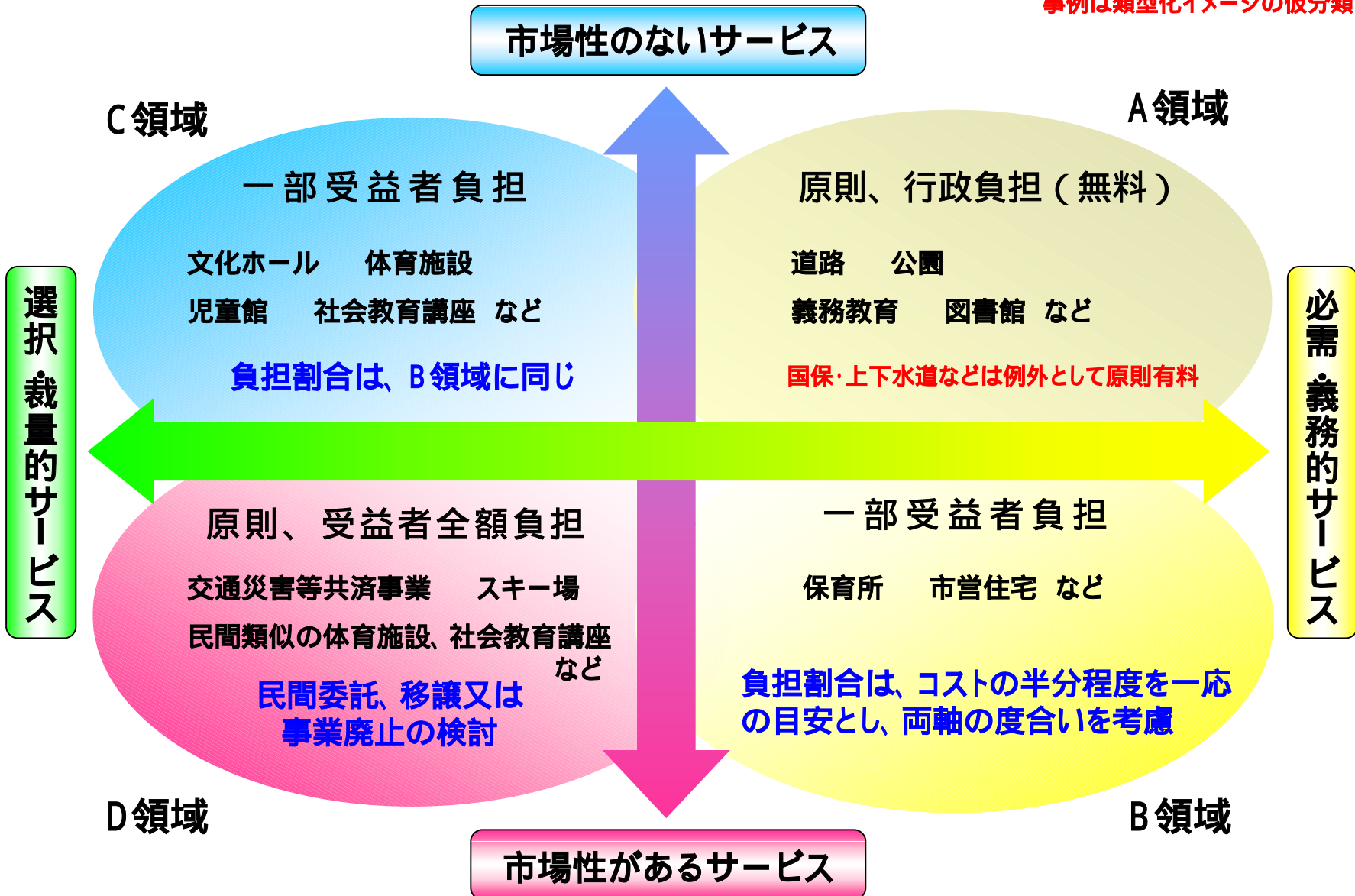
評価に基づく予算編成及びコスト意識の徹底

予算編成における「選択と集中」

新たな発想による行財政運営の検討

1 市民と行政との役割分担及び受益者負担の適正化のための類型化モデル

事例は類型化イメージの仮分類



2 給付等の適正化のための類型化モデル

事例は類型化イメージの仮分類

市民の参加、主体性、自立性

C領域

A領域

給付等の継続

ながのまちづくり活動支援事業補助金
(公募提案型補助金)
公園愛護会補助金 など
(市民の公益活動に対する補助金)

選択・裁量・奨励

必需・義務(責任)

給付等の見直し

継続する場合はC領域へシフト

年齢等により個人に対し一律給付
世帯数により地域団体へ一律交付
扶助費(市の単独制度分) など

給付等の継続

生活保護費
その他の扶助費(国基準)
扶助費的な補助金(国基準) など

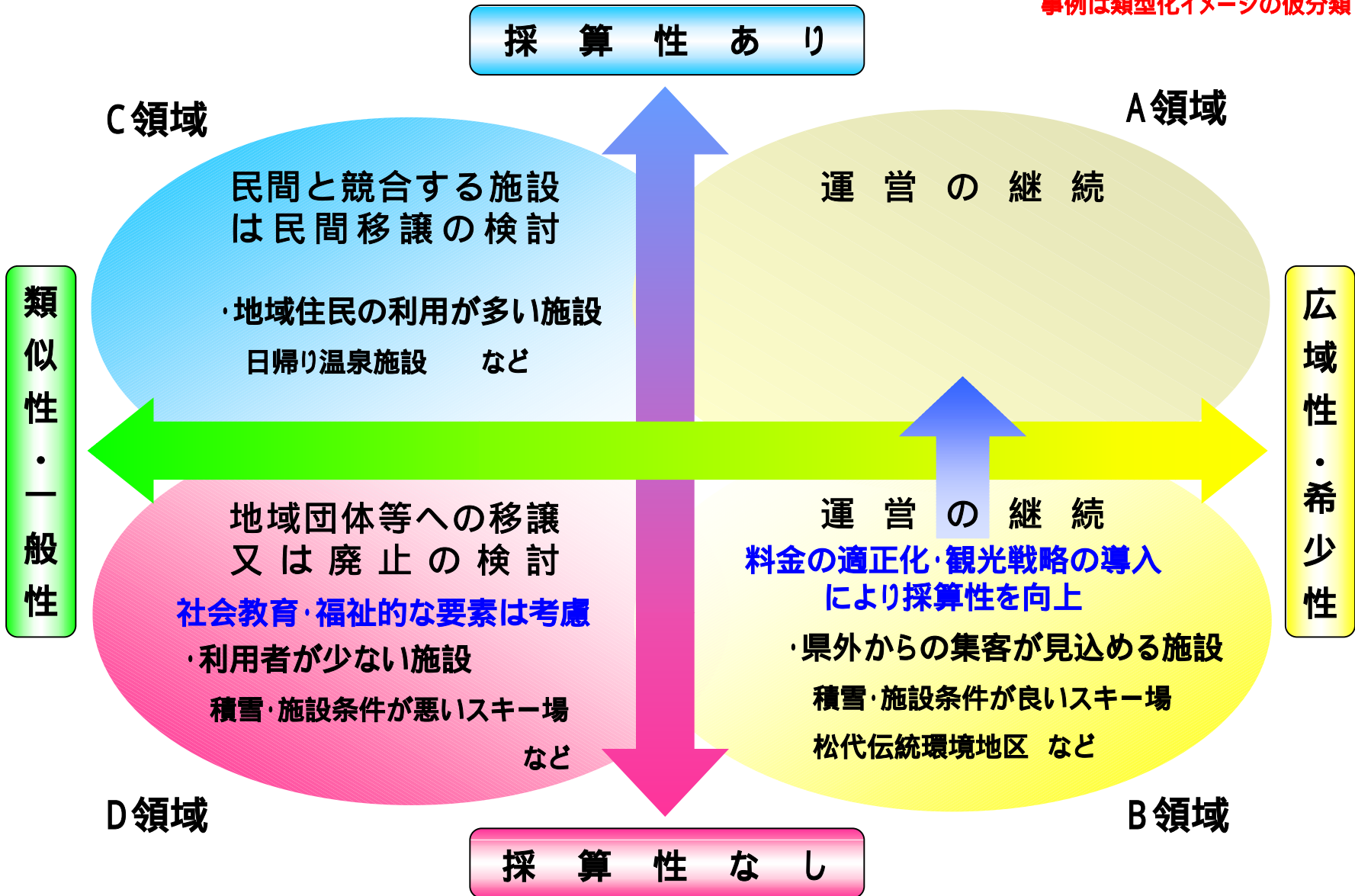
D領域

B領域

行政への依存性

3 観光施設等の再編のための類型化モデル

事例は類型化イメージの仮分類



長野市財政構造改革懇話会提言（参考資料）

【これまでの財政状況】

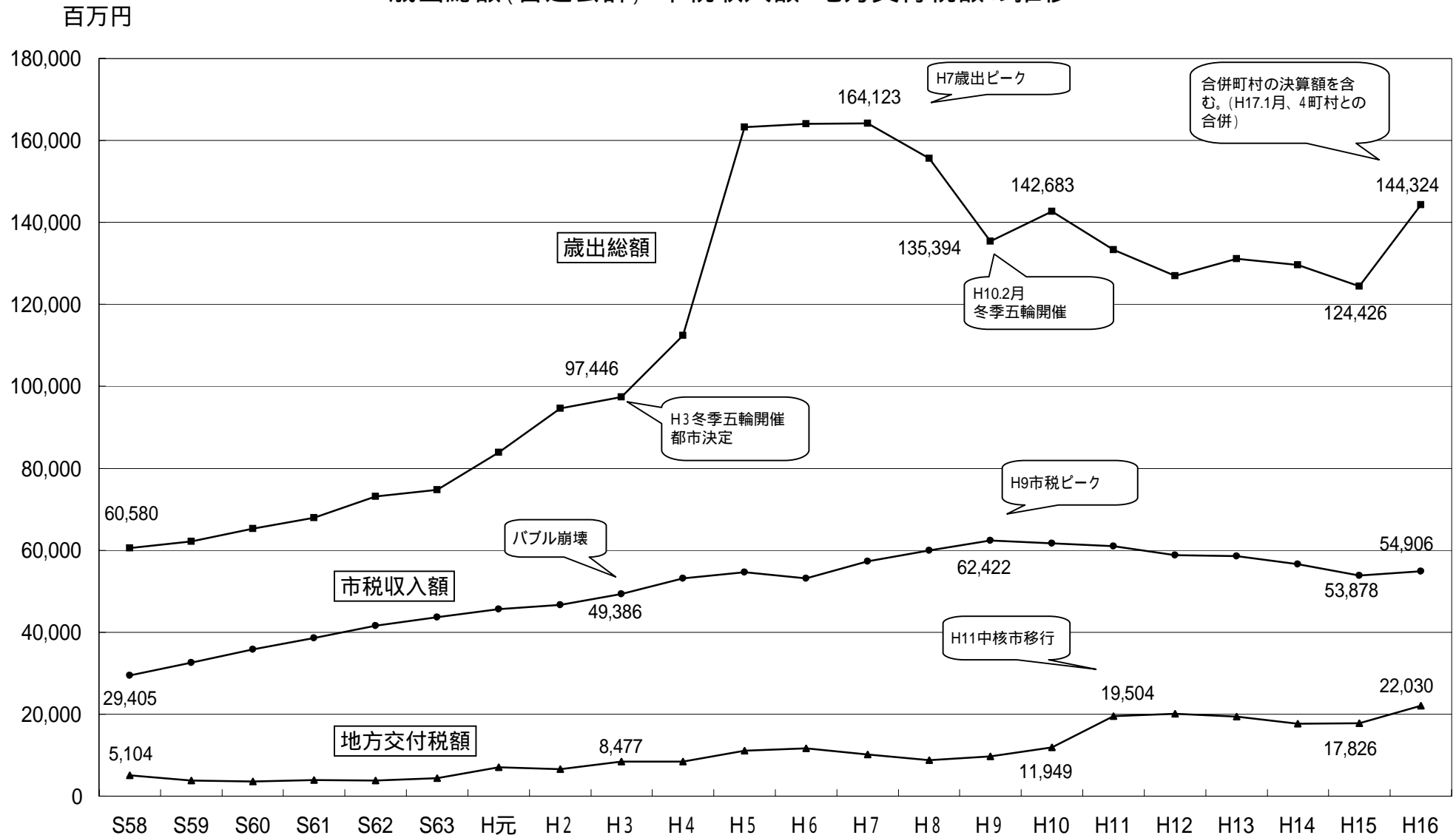
- 資料 1 歳出総額(普通会計)・市税収入・地方交付税の推移
 - 2 財政調整のための基金の状況
 - 3 市税の推移
 - 4 性質別歳出額の推移
 - 5 公債費及び市債残高の推移
- (参考資料) 主要指標の推移

【今後の財政見込み】

- 資料 6 歳入・歳出及び財政調整のための基金の見通し(現状の財政構造で推移した場合)
- 7 市税及び地方交付税等の一般財源の見込み(中位推計)
- 8 社会保障関連経費(扶助費、繰出金)の見込み
- 9 公債費及び市債残高の見込み(普通会計)
- 10 改革による目標額(歳入・歳出及び財政調整のための基金の中・長期目標)

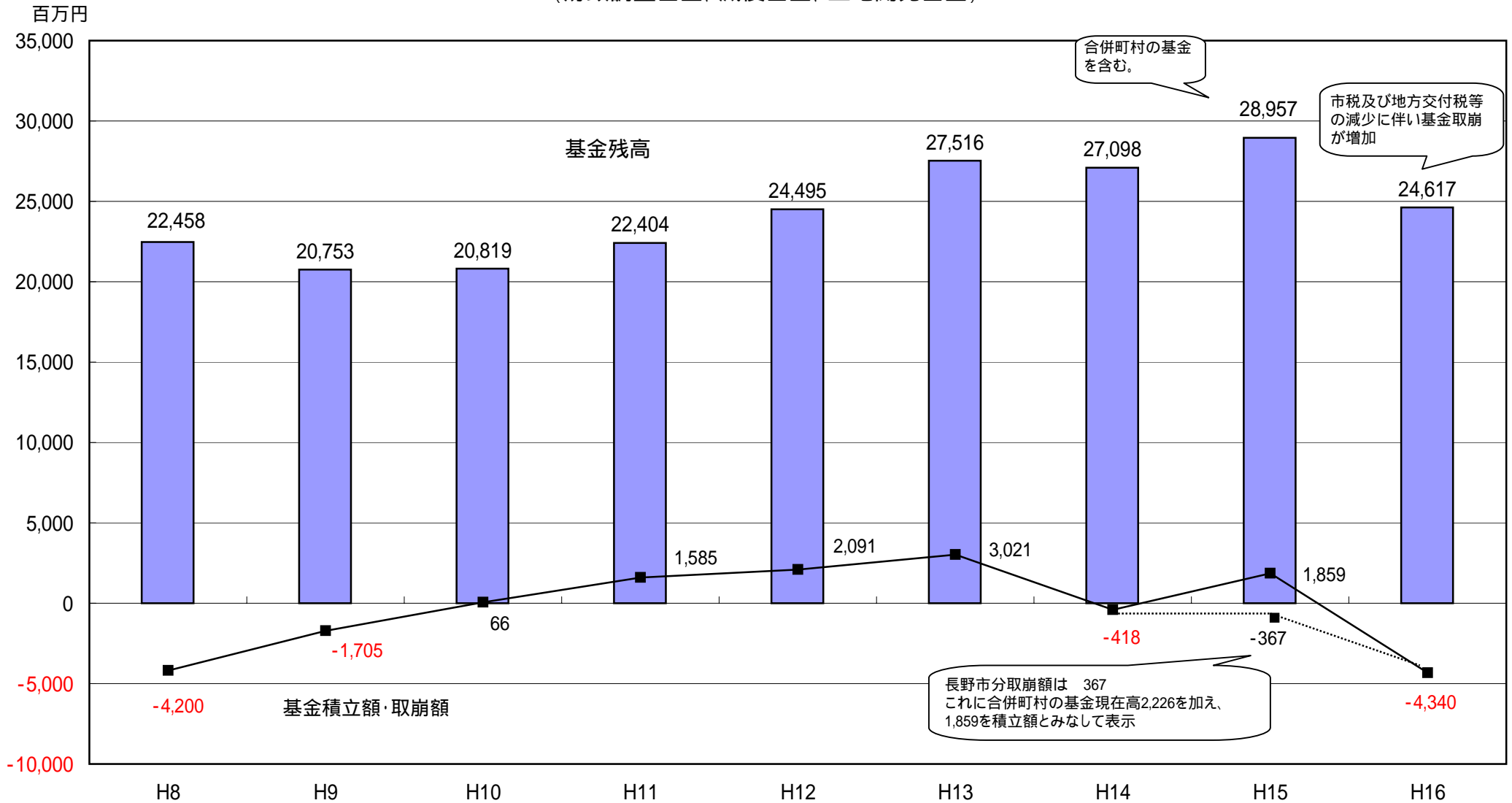
(注) 数値はすべて普通会計による

歳出総額(普通会計)・市税収入額・地方交付税額の推移



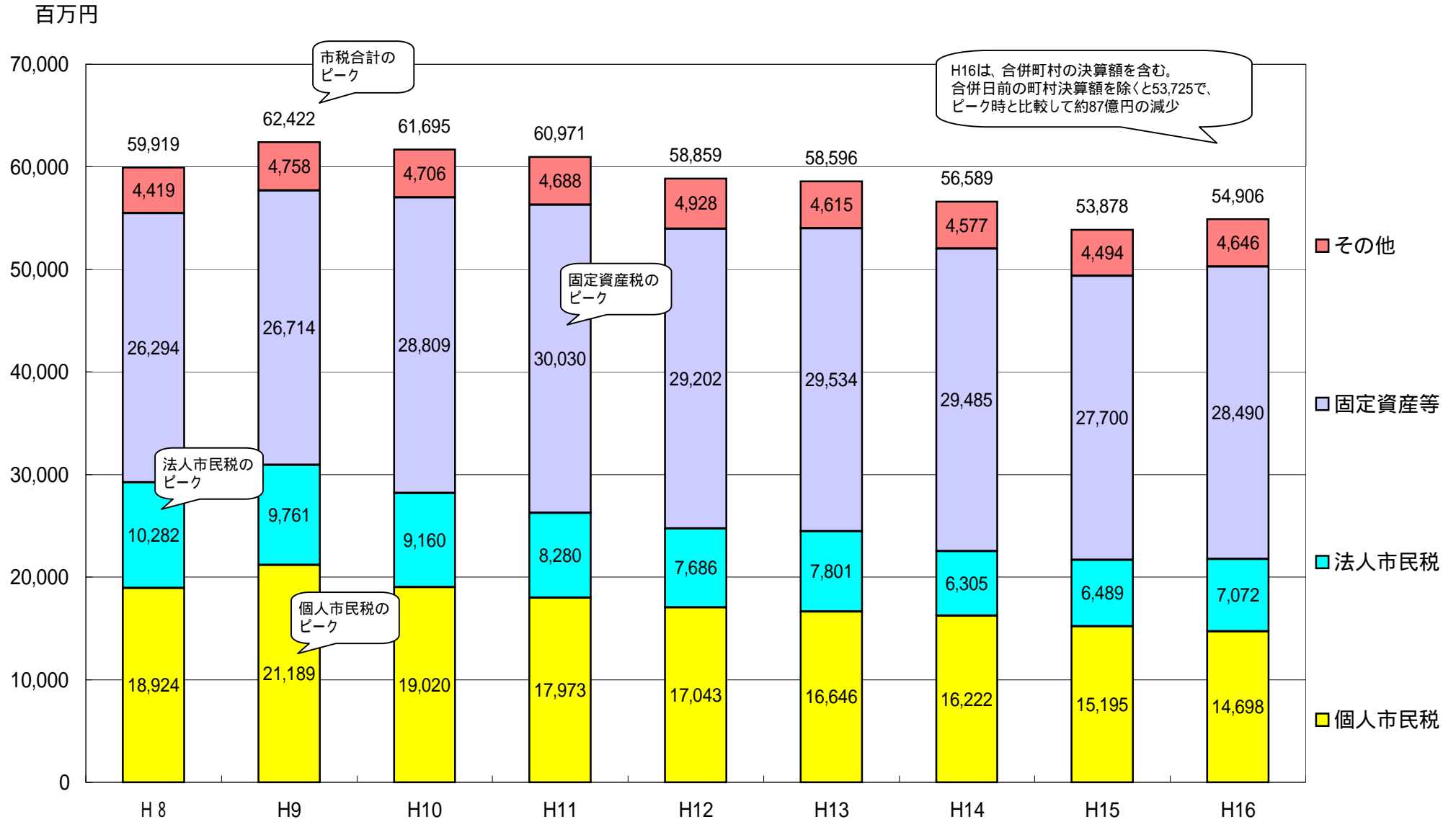
財政調整のための基金の状況

(財政調整基金、減債基金、土地開発基金)



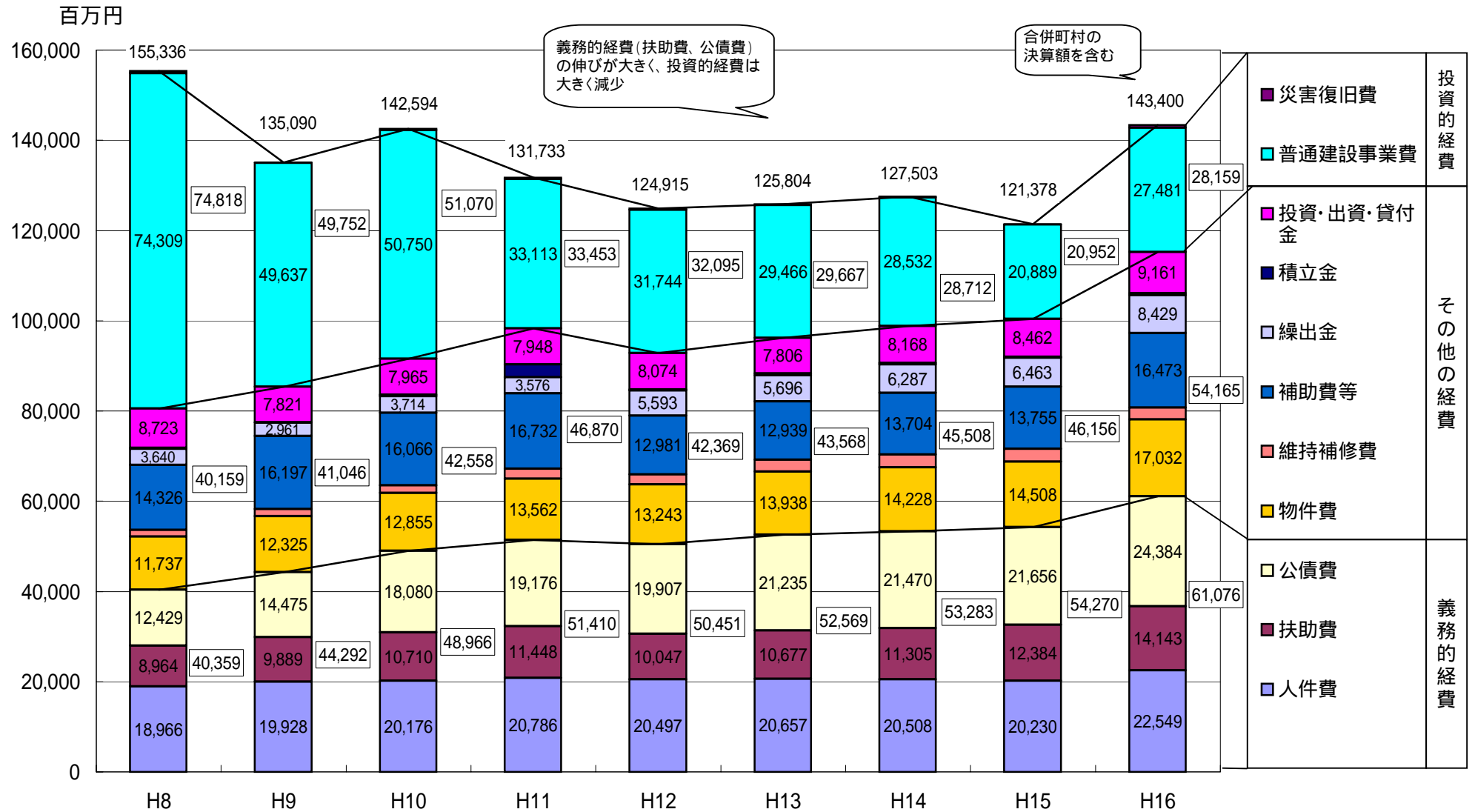
(注1) 減債基金に住宅新築資金等貸付事業償還準備基金を含む。

市 税 の 推 移



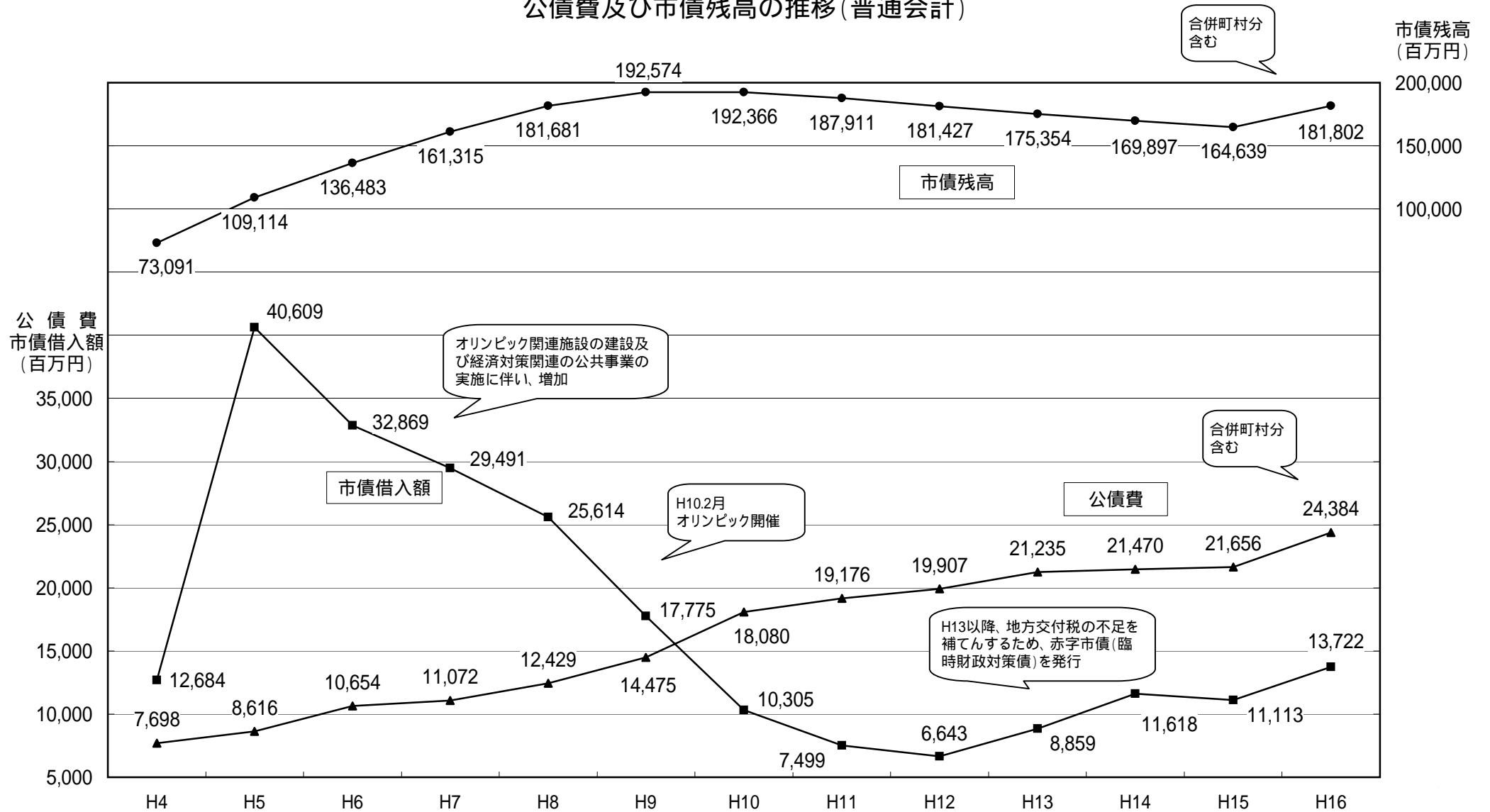
(注1)「固定資産税等」には都市計画税を含む。
 (注2)「その他」は、市たばこ税、事業所税、軽自動車税及び入湯税の合計
 (注3)H16は、合併町村の決算額を含む。

性質別歳出額の推移



(注1) 財政調整のための基金への積立金を除く。
 (注2) H16は合併日前的合併町村歳出額を含む。

公債費及び市債残高の推移(普通会計)



(注1) H16公債費及び市債借入額は、合併日(H17.1.1)前の合併町村分を含む。
 (注2) 市債には、減税補てん債及び臨時財政対策債を含む。

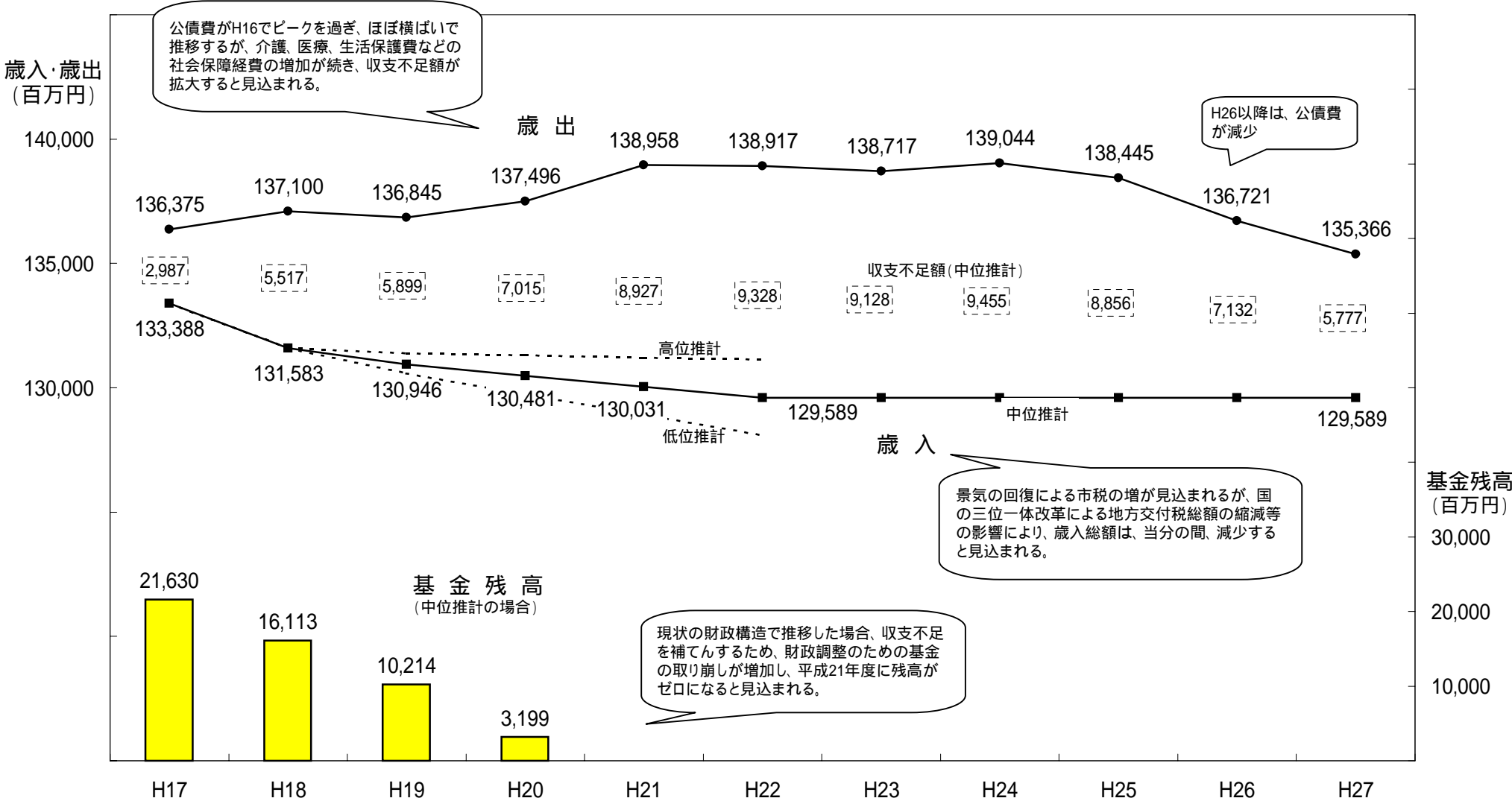
主要指標の推移(普通会計)

(単位：%)

名称	算出方法	説明	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
義務的経費比率	$\frac{\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}}{\text{歳出総額}}$	人件費、扶助費、公債費の合計額が歳出総額に占める割合で、性質別経費のうち非弾力的性格の強い経費の割合を示すもの	39.7	40.1	41.1	43.6	42.3
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{歳出総額}}$	人件費の歳出総額に占める割合	16.1	15.8	15.8	16.3	15.6
経常収支比率	$\frac{\text{経常費充当の経常一般財源}}{\text{経常一般財源}}$	人件費、扶助費、公債費の義務的経費とその他の経常経費に地方税、地方譲与税、普通交付税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを表し、財政構造の弾力性を示す。低いほど弾力性がある。 H12までの()内は、減税補てん債を含む値 H13以降の()内は、減税補てん債・臨時財政対策債を除く値	71.2 (70.6)	71.4 (73.6)	76.5 (81.0)	76.3 (83.6)	81.9 (87.9)
公債費比率	$\frac{A - (B + C)}{\text{標準財政規模} + E - C}$	公債費に充てられる一般財源の標準財政規模に対する割合をいう。	18.7	19.8	20.3	20.9	21.2
起債制限比率	$\frac{A - (B + C + D)}{\text{標準財政規模} + E - (C + D)}$	公債費に充てられる一般財源の標準財政規模に対する割合で、左の計算式により公債費から地方交付税で措置される金額(事業費補正分を含む)を除外して得られた割合の3年平均数値 この比率が20%以上になると起債の制限を受ける。 ()内は単年度	11.4 (12.153)	12.0 (12.667)	12.5 (12.751)	12.9 (13.343)	13.4 (14.290)
財政力指数	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$	標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合の3年平均数値 「1」に近いほど又は「1」を超えるほど財源に余裕がある。 ()内は単年度	0.763 (0.727)	0.730 (0.731)	0.736 (0.749)	0.736 (0.728)	0.687 (0.699)

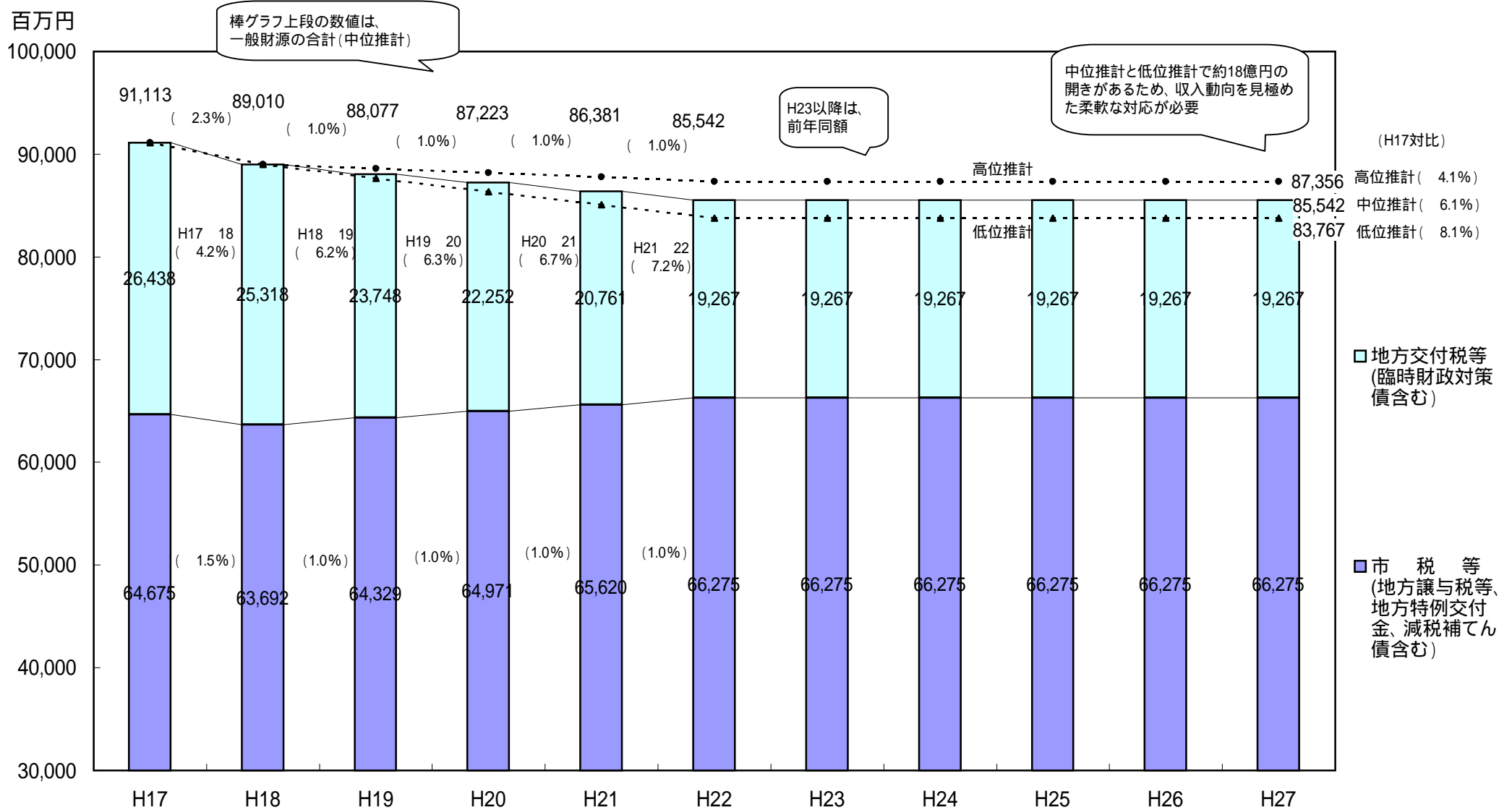
- A: 当該年度の地方債元利償還金(繰上償還分を除く)
- B: Aに充当された特定財源
- C: 災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費
- D: 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
- E: 臨時財政対策債発行可能額

歳入・歳出及び財政調整のための基金の見通し(現状の財政構造で推移した場合)



(注1) 歳入のうち市税等の一般財源は、H18の固定資産評価替えによる減収等を考慮し、H19~22は、中位推計で年 1.0% (資料7参照)
 (注2) 特定財源のうち国庫支出金は、扶助費の伸びに見合う額を加算し、その他の歳入は、H17同額
 (注3) 歳出のうち扶助費及び繰出金は、年2.5%増(資料8参照)、その他の経費はH17同額(ただし、H18の物件費、補助費等は、予算要求枠を考慮し 5%)
 (注4) 公債費は、市債借入額をH17同額とした場合の償還費

市税及び地方交付税等の一般財源の見込み(中位推計)



(注1) H18の市税等は、固定資産評価替え及び税制改正等の影響を含み、地方交付税等は、国概算要求伸び率及び本市の減収要因を考慮して算出

(注2) H19以降の市税等は、経済成長率見通し(2%程度)を前提として、地方都市における経済や地価動向を考慮して1%増で見込む。

(注3) H19以降の地方交付税等は、本市の減収要因によるもの 4.2~4.8%程度、交付税総額の縮減に伴うもの 2.0~2.4%程度、合わせて 6.2~7.2%で見込む。

(注4) H19以降の税制改正による影響額は含んでいない。

市税及び地方交付税等の一般財源見込み額(高位、中位、低位推計の内訳)

高位推計(H19以降の一般財源合計の伸び率=年 0.5%)

(百万円)

区分	H17年度	伸び率	H18年度	伸び率	H19年度	伸び率	H20年度	伸び率	H21年度	伸び率	H22年度	伸び率	H17～H22伸び率
市税等	64,675	-2.6	63,692	-1.5	64,329	1.0	64,971	1.0	65,620	1.0	66,275	1.0	2.5
地方交付税等	26,438	-1.8	25,318	-4.2	24,255	-4.2	23,212	-4.3	22,144	-4.6	21,081	-4.8	-20.3
合計	91,113	-2.3	89,010	-2.3	88,584	-0.5	88,183	-0.5	87,764	-0.5	87,356	-0.5	-4.1

(注1)市税等には、地方譲与税等、地方特例交付金、減税補てん債を含む。H18は、固定資産税評価替え及び個人市民税の税制改正等の影響を含み、H19以降の税制改正は見込まない。

(注2)地方交付税等には、臨時財政対策債を含む。H18は、国概算要求伸び率及び本市の減収要因(交付税措置対象公債費の減少)を考慮して算出

(注3)H19以降、市税等が年1%増加、地方交付税等は、本市の減収要因(事業費補正対象公債費の減、基準財政収入額の増)により年 4.2～ 4.8%程度減少し、合計で年 0.5%と見込む。

中位推計(H19以降の一般財源合計の伸び率=年 1.0%)

(百万円)

区分	H17年度	伸び率	H18年度	伸び率	H19年度	伸び率	H20年度	伸び率	H21年度	伸び率	H22年度	伸び率	H17～H22伸び率
市税等	64,675	-2.6	63,692	-1.5	64,329	1.0	64,971	1.0	65,620	1.0	66,275	1.0	2.5
地方交付税等	26,438	-1.8	25,318	-4.2	23,748	-6.2	22,252	-6.3	20,761	-6.7	19,267	-7.2	-27.1
合計	91,113	-2.3	89,010	-2.3	88,077	-1.0	87,223	-1.0	86,381	-1.0	85,542	-1.0	-6.1

(注)H19以降、市税等が年1%増加、地方交付税等は年 6.2～ 7.2%程度減少し、合計で年 1.0%と見込む。

地方交付税等の減少の内訳... 事業費補正対象公債費の減及び基準財政収入額の増に伴う交付税減(長野市独自要因) 4.2～ 4.8%程度
基準財政需要額 1%程度の縮減に伴う交付税減(国の改革に伴うもの) 2.0～ 2.4%程度

低位推計(H19以降の一般財源合計の伸び率=年 1.5%)

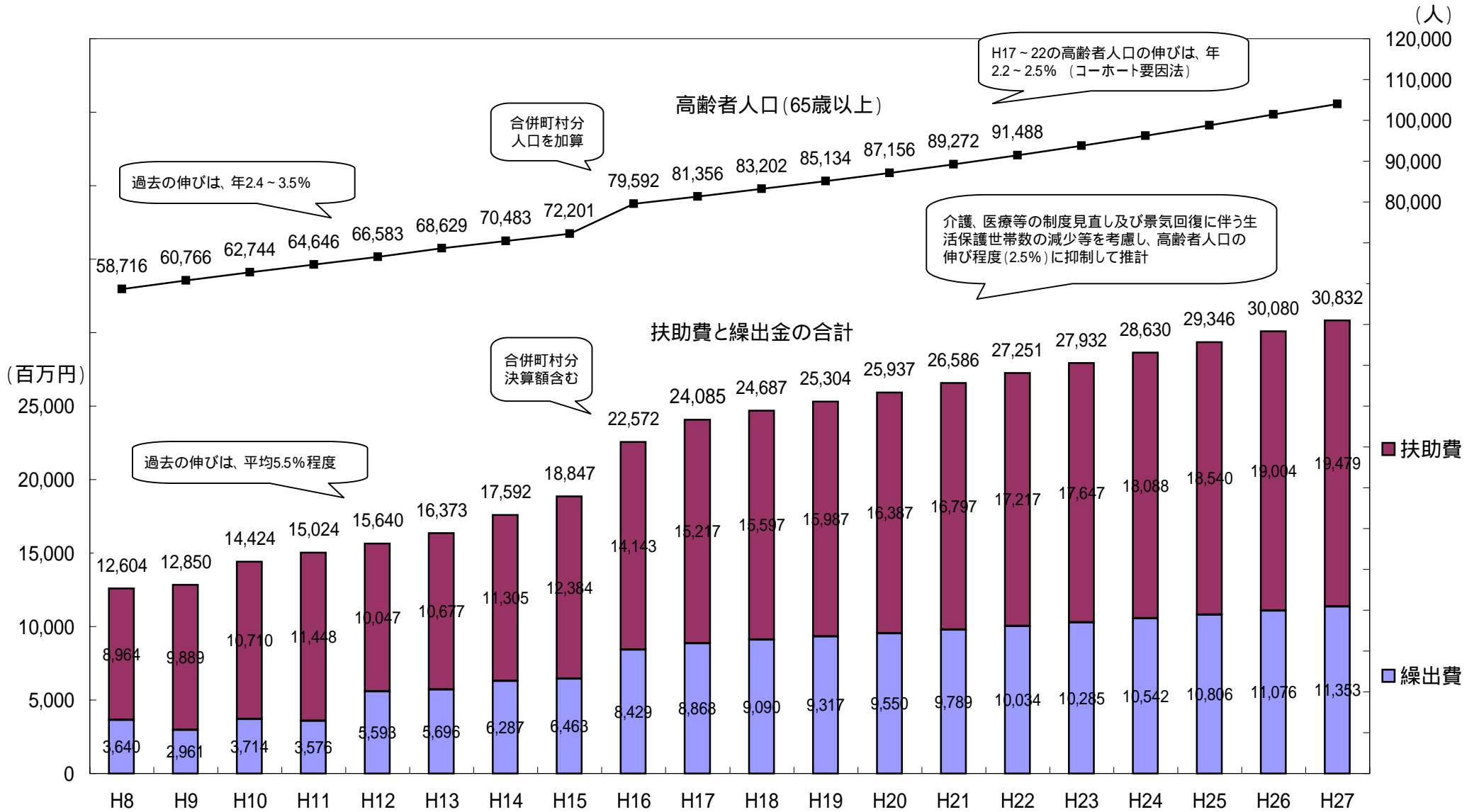
(百万円)

区分	H17年度	伸び率	H18年度	伸び率	H19年度	伸び率	H20年度	伸び率	H21年度	伸び率	H22年度	伸び率	H17～H22伸び率
市税等	64,675	-2.6	63,692	-1.5	64,329	1.0	64,971	1.0	65,620	1.0	66,275	1.0	2.5
地方交付税等	26,438	-1.8	25,318	-4.2	23,318	-7.9	21,383	-8.3	19,458	-9.0	17,492	-10.1	-33.8
合計	91,113	-2.3	89,010	-2.3	87,647	-1.5	86,354	-1.5	85,078	-1.5	83,767	-1.5	-8.1

(注)H19以降、市税等が年1%増加、地方交付税等は年 7.9%～ 10.1%程度減少し、合計で年 1.5%と見込む。

地方交付税等の減少の内訳... 事業費補正対象公債費の減及び基準財政収入額の増に伴うもの(長野市独自要因) 4.2～ 4.8%程度
基準財政需要額 2%程度の縮減に伴う交付税減(国の改革に伴うもの) 3.7～ 5.3%程度

社会保障関連経費(扶助費、繰出金)の見込み

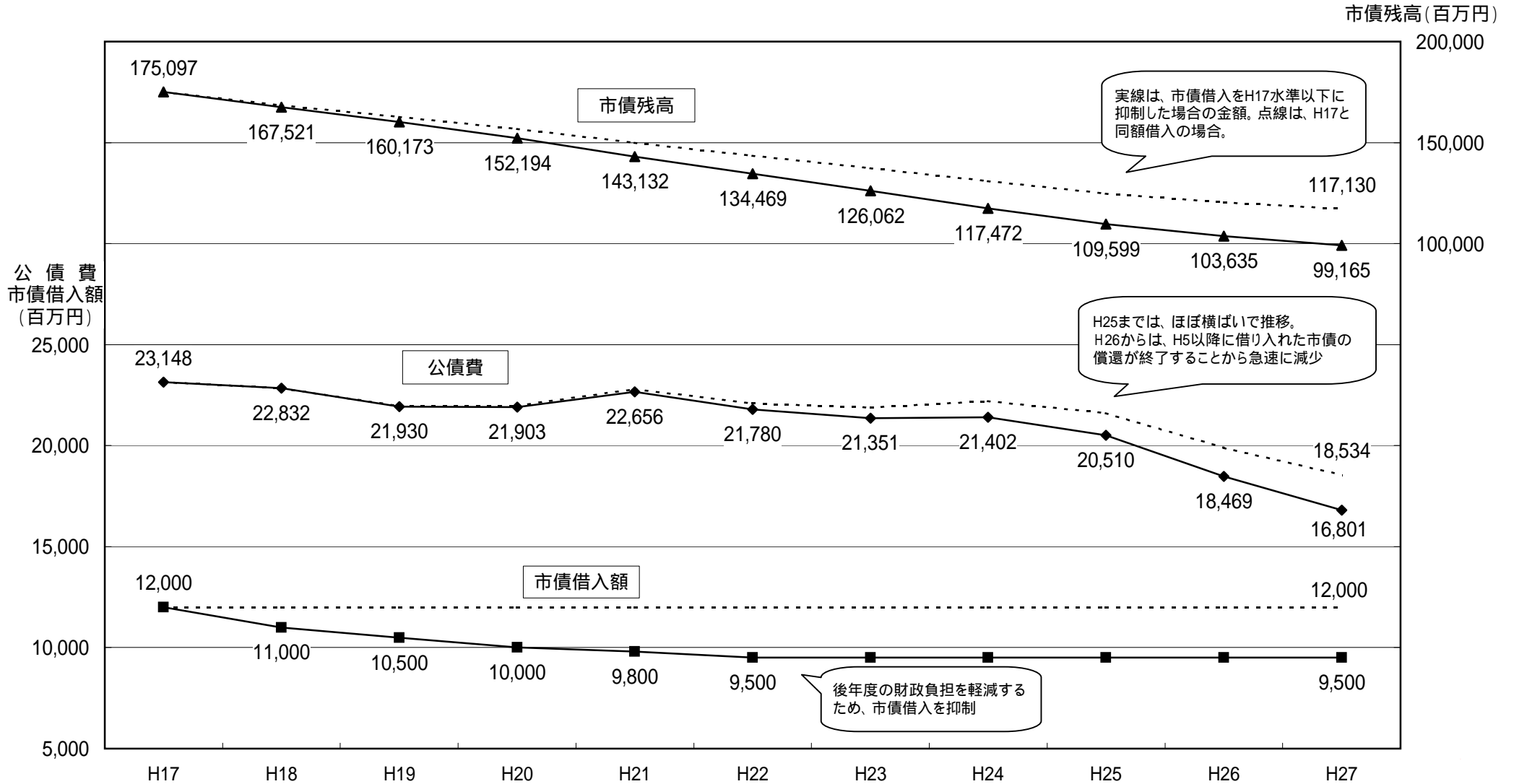


(注1) H17以降の高年齢者人口は、第3期長野市介護保険事業計画策定に用いた試算値(コホート要因法による。)

(注2) 扶助費は、生計費を負担するための経費で、生活保護費、障害者支援費など

(注3) 繰出金は、介護保険、老人保健医療、国民健康保険などの特別会計に対して一般会計から繰り出すための経費

公債費及び市債残高の見込み(普通会計)

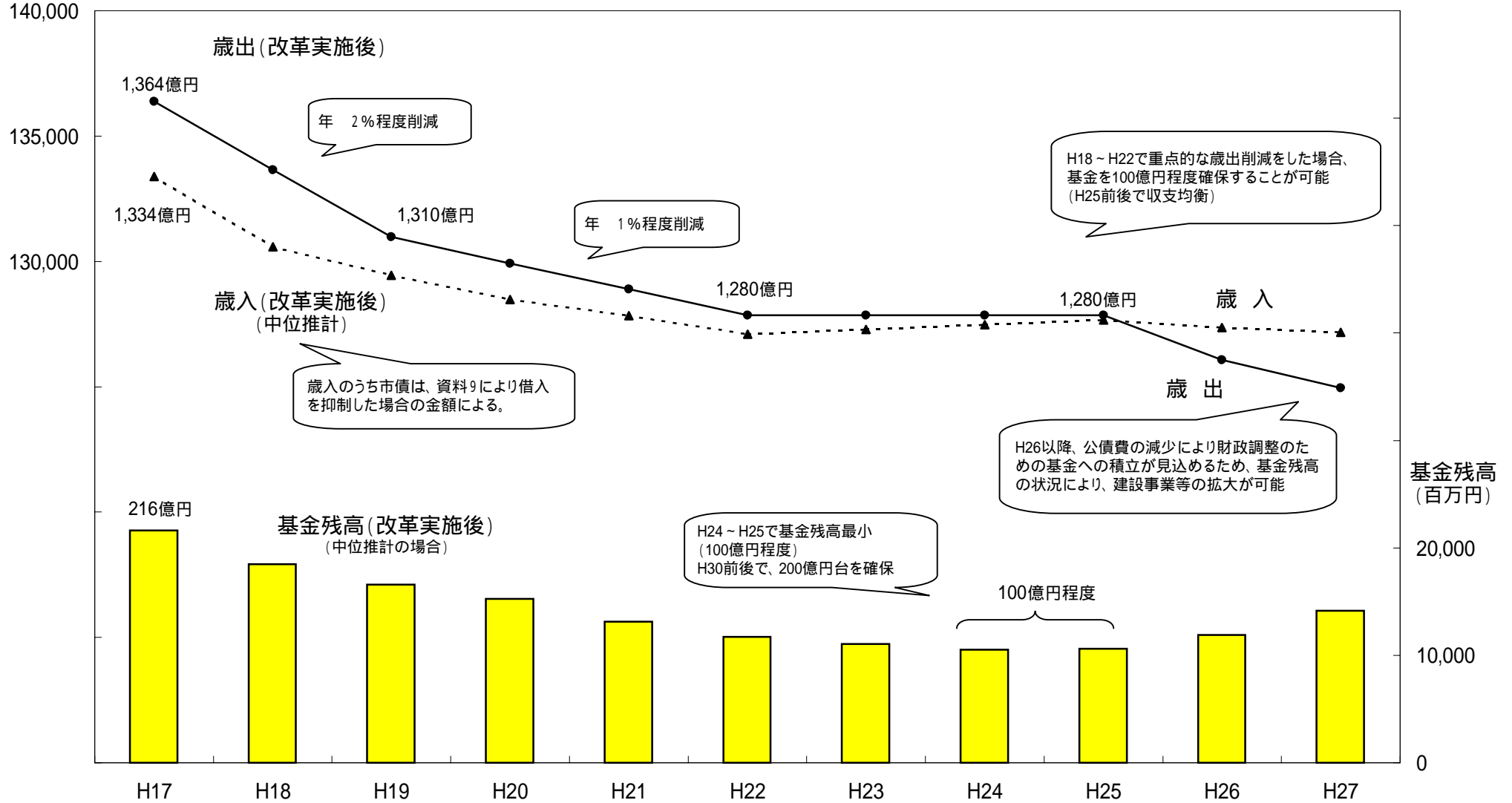


(注1) H17以降の借入分は、年利3%、政府資金20年元利均等償還、縁故資金10年元金均等償還で推計(政府:縁故の比率=40:60)

(注2) 市債には、減税補てん債及び臨時財政対策債を含む。

改革による目標額(歳入・歳出及び財政調整のための基金の中・長期目標)

歳入・歳出 (百万円)



(注1) 基金残高は、バランスシートにおける流動比率(翌年度市債償還元金に対する流動資産の割合)が100%以上となるように最低限確保(H17=235%、H24=105%)
 (注2) 市債償還元金は、交付税措置等の補てん額を控除し、流動資産は、財政調整のための基金以外の流動資産がないものとみなして算出